

32・7 名古屋経済大学大学院・名古屋経済大学競争的資金等の不正防止に関する規則

制 定 平成 19 年 10 月 1 日

最終改正 令和 3 年 10 月 6 日

第 1 章 総 則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、名古屋経済大学大学院・名古屋経済大学（以下「本学」という。）における競争的資金等の適正な管理及び効率的な使用を図るため、本学における競争的資金等の不正防止に関する必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「競争的資金等」とは、資金配分機関が広く研究開発等の課題を募り、提案された課題の中から審査を経て研究者又は研究機関に助成される研究開発資金をいう。
- (2) 「不正」とは、競争的資金等のそれぞれの目的外への流用又は架空の使用をいう。
- (3) 「研究者」とは、本学における教員をいう。

第 2 章 管理体制

(最高管理責任者)

第 3 条 本学に、最高管理責任者を置き、本学学長をもって充てる。

- 2 最高管理責任者は、本学の競争的資金等の運営・管理について最終責任を負うとともに、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者、研究者及び事務職員が責任を持って競争的資金等の運営・管理を行うよう、適切にリーダーシップを発揮し、競争的資金等の不正防止に率先して努め、不正防止対策の策定・推進に努めなければならない。

(統括管理責任者)

第 4 条 本学に、統括管理責任者を置き、副学長をもって充てる。

- 2 統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、競争的資金等の適正な運営・管理について本学全体を統括する責任を負う。

(コンプライアンス推進責任者)

第 5 条 本学に、コンプライアンス推進責任者を置き、大学院の研究科長、大学の学部長をもって充てる。

2 コンプライアンス推進責任者は、複数の部局を兼務することができる。

3 コンプライアンス推進責任者は、各部局（研究科、学部及び学科等）における競争的資金等の運営・管理について実質的な責任と権限を有する。
（研究者の責務）

第 6 条 研究者は、競争的資金等が本学により管理される公的資金であることを十分に認識するとともに、法令及び本学の諸規程等を遵守しなければならない。

（事務職員の責務）

第 7 条 競争的資金等の事務処理に携わる職員は、専門的能力をもって公的資金の適正な執行を確保するための事務を担う立場にあることを十分に認識するとともに、法令及び本学の諸規程等を遵守しなければならない。

2 競争的資金の管理・執行等に関しては、第 4 条と第 5 条に定める責任者の他、事務部門にも副責任者として事務局長をもって充てる。

第 3 章 不正防止対策室

（設置）

第 8 条 最高管理責任者のもとに、競争的資金等不正防止対策室（以下「不正防止対策室」という。）を置く。

（任務）

第 9 条 不正防止対策室は、競争的資金等の不正防止に関し、次の事項を行う。

(1) 不正防止対策の策定及び推進に関すること。

(2) 不正防止、コンプライアンス意識に関する啓発、研修及び調査に関すること。

(3) その他不正防止のために必要な事項。

2 不正防止対策室は、前項の任務遂行に当たっては、競争的資金等の適正な運営・管理が総合的かつ有機的に実施されるように、監事及び会計監査人と密接な連携を図るものとする。

（室長）

第 10 条 不正防止対策室に室長を置き、統括管理責任者をもって充てる。

2 室長は、前条に定める任務を総括する。

3 不正防止対策室に副室長を置き、事務局長をもって充てる。

4 各部局のコンプライアンス推進責任者は、室長の命を受け、任務にあたる。

（室員）

第 11 条 不正防止対策室に室員若干名を置き、別に定める教員及び事務職員をもって充てる。

2 室員は、室長の命を受け、不正防止対策室の任務に当たる。

第 4 章 相談窓口

(設置)

第 12 条 本学に、競争的資金等の事務手続き等に関し、明確かつ統一的な運用を図るため相談窓口を置く。

2 相談窓口は、総務部経理担当副部長をもって充てる。

第 5 章 通報窓口

(設置)

第 13 条 本学は、競争的資金等の不正に関する通報を受け付ける窓口（以下「通報窓口」という。）を置く。

2 通報窓口は、総務部長をもって充てる。

(通報)

第 14 条 本学の教員及び事務職員は、競争的資金等の不正の疑いが存在すると思料するときは、第 13 条に定める通報窓口に、通報をすることができる。

第 6 章 不正調査委員会

(設置)

第 15 条 本学に、競争的資金等不正調査委員会（以下「不正調査委員会」という。）を置く。

(任務)

第 16 条 不正調査委員会は、通報窓口に第 14 条の規定により通報又は報道等により競争的資金等の不正に関する指摘があった事項について、調査、審議及び裁定を行う。

(組織)

第 17 条 不正調査委員会は、次の委員をもって組織する。ただし、委員は、事案の調査の利害関係者を除くものとする。

(1) 最高管理責任者 1 名

(2) 統括管理責任者 1 名

(3) 本学に属さない第三者（弁護士、公認会計士等）で、機関及び告発者と直

接の利害関係を有しない者 3名以上

(4) その他最高管理責任者が指名する者 1名

(委員長)

第 18 条 不正調査委員会に委員長を置き、最高管理責任者をもって充てる。

2 委員長は、不正調査委員会を招集し、その議長となる。

(副委員長)

第 19 条 不正調査委員会に副委員長を置き、統括管理責任者をもって充てる。

2 副委員長は、委員長を補佐する。

3 副委員長は、委員長に事故のある場合委員長の職を担う。

(成立及び議事)

第 20 条 不正調査委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立し、その議事は、出席した委員の3分の2以上の賛成をもって決する。

2 告発等を受け付けた場合は、告発等の受付から30日以内に、告発内容の合理性を確認し調査の要否を判断する。

3 調査の要否を配分機関に報告するとともに、調査方針、調査対象及び方法等についても、配分機関に報告、協議するものとする。

(調査、審査及び裁定)

第 21 条 不正調査委員会は、通報窓口にて第14条の規定により通報又は報道等による競争的資金等の不正に関する指摘があった場合には、速やかに不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等についての調査を実施し、審議し、認定し、当該事案に係る配分機関等及び関係省庁に報告しなければならない。

2 不正調査委員会は、申立者及び調査対象者に対し、直ちに調査を行うこと及び不正調査委員会の氏名及び所属を通知し、調査への協力を求めるものとする。

3 前項の通知を受けた調査対象者は、調査を開始する前日までに異議申し立てができるものとする。

4 学長は、前項の異議申し立てがあった場合は、当該異議申し立ての内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申し立てに係る不正調査委員会委員を交代させるとともに、その旨を申立者及び調査対象者に通知しなければならない。

5 不正調査委員会は、調査開始後概ね3ヶ月以内に裁定を行い、裁定結果は、当該通報を行った者、調査対象者及び当該対象制度の研究費の配分機関及び関係省庁に通知するものとする。

6 不正調査委員会は、競争的資金等の不正に関する通報が悪意に基づくものである疑いが生じた場合には、当該通報者を調査することができる。

- 7 不正調査委員会は、前1項の事実認定を行うに当たっては、調査対象者に、書面又は口頭による弁明の機会を与えなければならない。
- 8 不正調査委員会は、告発において指摘された当該研究に係る論文、実験・観察ノート、生データその他資料の精査及び関係者のヒアリング等の方法により、調査を行うものとする。
- 9 不正調査委員会は、調査対象者に対し再実験等の方法によって再現性を示すことを求めることができる。また、調査対象者から再実験等の申し出があり、不正調査委員会がその必要性を認める場合は、それに要する期間及び機会並びに機器の使用等を保証するものとする。
- 10 調査の対象は、告発された事案に係る研究活動の他、不正調査委員会の判断により、調査に関連した調査対象者の研究を含めることができる。
- 11 不正調査委員会は、個人情報、知的財産の保護等正当な理由がある場合を除き、原則として、裁定の概要を公表するものとする。この場合において、公表事項について調査対象者の意見がある場合には、その意見も併せて公表するものとする。
- 12 不正調査委員会は、調査開始後概ね3ヶ月を経過しても、なお調査中の場合はその時点において、申立てされた事案に係る研究活動の予算の配分又は措置をした資金配分機関又は関係省庁の求めに応じ、調査の中間報告を当該資金配分機関及び関係省庁に提出するものとする。
- 13 不正調査委員会は、調査中に不正の一部を確認した場合には速やかに認定を行い、配分機関に報告するものとする。
- 14 不正調査委員会は、告発の受付から210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的資金等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を配分機関に提出する。期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を配分機関に提出するものとする。

(調査中の措置)

第22条 最高管理責任者は、不正調査委員会の調査中でも、必要に応じて調査対象者等の調査対象となっている者に対し、調査対象制度の研究費の使用を一時停止の命令を下すものとする。

- 2 不正調査委員会は、調査を実施するにあたって、告発された事案に係る研究活動に関して、証拠となる資料及びその他関係書類を保全する措置をとるものとする。

(裁定後の措置)

第23条 不正調査委員会は、前条に基づき、不正の存在を認定した場合には、資金配分機関及び関係省庁に対し通知及び協議を行うとともに、次の措置を

とることができる。

(1) 調査対象者に対する教育研究活動の停止、研究費の使用停止、研究費の返還、取引業者の本学との取引停止等の措置に関する勧告。

(2) 調査対象者に対する定期的な報告の義務づけ等の継続的な指導。

- 2 不正調査委員会は、不正が存在しなかったことを確認した場合には、調査対象者の教育研究活動の正常化及び名誉回復のために、十分な措置をとらなければならない。

(不服申立及び再調査)

第 24 条 不正調査委員会の裁定に不服のある競争的資金等の不正に関する通報者及び調査対象者は、裁定結果通知後 10 日以内に、不正調査委員会に不服申立を行うことができる。

- 2 不正調査委員会は、裁定結果に対する不服申立があった場合には、その趣旨、理由等を勘案の上、当該事案の再調査を行うか否かを速やかに決定し、不服申立の棄却を決定したときには、不服申立者に当該決定を通知するとともに、遅滞なく、同事案に係る配分機関等及び関係省庁に報告するものとする。

- 3 不正調査委員会は、再調査を行うことを決定したときには、通報者及び調査対象者に通知するとともに、遅滞なく、同事案に係る配分機関等及び関係省庁に報告するものとする。

- 4 前項の再調査は、概ね 50 日以内に終了しなければならない。

(通報者及び調査協力者の保護)

第 25 条 本学は、第 14 条に定める競争的資金等の不正に関する通報を行った者（悪意に基づく通報を行った者を除く。）及び不正調査委員会が行う調査に協力した者が通報又は情報提供を行ったことを理由として解雇その他の不利益な取扱いを受けないよう十分に配慮しなければならない。

第 7 章 守秘義務及び協力義務

(守秘義務)

第 26 条 相談窓口並びに通報窓口の責任者及び担当者、不正調査委員会の委員、不正調査委員会の行う調査の関係者、競争的資金等の不正防止に関する事務を処理する者その他の相談又は通報に関係する者は、通報を行った者の秘密を守るとともに、この規則に則り、本学における競争的資金等の不正防止に誠実に対応するよう努めなければならない。

(協力義務)

第 27 条 本学の研究者及び事務職員は、調査に支障がある等正当な理由がある

場合を除き、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査等に誠実に応じ、協力しなければならない。

第 8 章 監査の在り方

(内部監査)

第 28 条 最高管理責任者は、競争的資金等の管理及び事務の取扱いについて内部監査を実施する。

2 内部監査の実施に関しては、競争的資金等による研究費に関する内部監査規程に基づき内部監査委員が担当する。

3 競争的資金等の日常的執行については、総務部が点検する。

4 内部監査委員は、学長が指名し、委嘱する。

(学校法人監事・監査法人との連携)

第 29 条 内部監査部門と学校法人監事及び監査法人とが相互に連携し、監査の効果が発揮できるように努めなければならない。

第 9 章 雑 則

(雑則)

第 30 条 この規則に定めるもののほか、本学における競争的資金等の不正防止に関する必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 26 年 10 月 8 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 27 年 12 月 2 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 28 年 3 月 16 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 28 年 7 月 6 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 29 年 11 月 22 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 30 年 1 月 10 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 3 年 10 月 6 日から施行する。